

## ロックにおける道徳的知識について

春日 亮佑

### はじめに

ロックは『人間知性論』（以下、『知性論』）で道徳的知識を論証可能な知識と捉え、独創的な議論を行った。この背景には、ロックが『知性論』を書くきっかけとして、仲間内での道徳に関する議論があったこと（Aaron 1971, 256）、そして同時代のカンバーランドやプーフェンドルフが道徳を論証可能だと考えていたこと（Colman 1983, 138）があるだろう。では、ロックはいったい道徳の何について論じることを自身の課題として考えていたのか。彼は『知性論』以前の「倫理一般について（Of Ethics in General）」という論文で当時のアリストテレス的な倫理学に対して以下のように批判している。

諸学派の倫理学は、アリストテレスの権威の上に成り立っているが、難解な用語と無用の区別によって大変混乱したものになっており、それは我々に彼或いは彼らが徳や悪徳と呼びたがっているものを教えるが、道徳については何も教えず、ただそれらの名前を理解し、ある行為について彼らやアリストテレスと同じように呼ぶよう教えるだけである。そしてこれは実際には、彼らの言語を適切に話すということに過ぎない。道徳の目的と効用は、我々の生活を導き、そしてどんな行為がよくてどんな行為が悪いのかを我々に示すことによって、一方を行って他方を避けるように我々に仕向けることである。

(PE 300)

ここでロックは、道徳に関する我々の本来の課題は、道徳の語を理解することではなく、よい行為と悪い行為を言語と異なる仕方では知ることであると述べている。朝倉が指摘するように、「ロックが構想する倫理学は、ある道徳的行為に名称と定義を与えることによって、その行為の善悪を論じる倫理学ではな」（朝倉 2004, 31）だった。彼の課題は行為の善悪を知ること、すなわち道徳的規範そのものについて検討することであった。

しかるに、ロックは『知性論』で論証道徳について論じながら、道徳的規範そ

のものについて言及していない。そのため、ロックは神の法を道徳的正の唯一の尺度とするが (E 2.28.8)、我々は神の道徳的本性を知ることが出来ないのになぜ神に従わねばならないのか (Ashcraft 1969, 214)、また神が暴君でないとしてどうして知ることが出来るのか (Schneewind 1994, 206-7; Schneewind 1998, 150) といった批判を受けてきた。

本稿ではこれらの批判を妥当なものとして認めた上でも尚、ロックの論証道徳の議論には一定の意義があることを示したい。規範的命題を概念分析することは、狂信の回避や法廷での適正な審議のために必要となるからである<sup>1</sup>。また、従来のロックの倫理学・メタ倫理学研究において明らかにされず、これまで補助的にしか用いられてこなかった論証道徳の議論を解明することは<sup>2</sup>、道徳的知識はいかにして得られ、いかなる場において要請されるのかということをもロック自身のテキストに即して具体的に示すことになるという点で、ロックの倫理学・メタ倫理学研究に新たな視座を提示することにもなる。

そこで、第1節ではまず、ロックの知識の三区分の内、道徳的知識が分類される「論証的知識」の内実を明らかにする。そのために、ロック自身の知識の定義について確認した後で、その認識プロセスに注目し、彼の論証的知識に関する記述の定式化を試みる。第2節では、道徳的知識がいかにして論証的知識に組み込まれるのか、ということについて見ていく。結果、ロック自身、数学に関する知識とアナロジカルに捉えている道徳的知識が、実は概念分析をした上での直観によって得られる知識であることがわかる。最後に第3節では、なぜロックは本来主題的に取り扱わねばならない規範性そのものではなく、規範概念の分析を行ったのか、ということについて狂信と法廷の2点に注目してその理由と意義を明らかにし、本稿を終える。

## 1. 論証的知識

本節では、まずロック自身の知識の定義とその区分について確認した後、論証的知識はどのような知識か具体的に見ていくことで、その内実を明らかにする。

知識とは何か。ロックは『知性論』第4巻で以下のように定義する。

知識とはただ、我々のある観念同士の結合や一致、不一致や背馳の知覚であるように私に思われる。(E 4.1.2)

ロックは知識を「私は人間である」といった「私」と「人間」の観念の一致、或いは「白は黒でない」といった「白」と「黒」の観念の不一致を知覚することと定義する。このようにロックは、真理は命題にのみ帰属すると考える一方で (E4.5.2)、観念によって知識を定義する<sup>3 4</sup>。

以上のように知識を定義した上で、ロックは知覚の方法 (the ways of Perception) と明証性の度合い (the degrees of its Evidence) に注目し、知識を「直観的知識 (intuitive Knowledge)」、「論証的知識 (demonstrative Knowledge)」、「感覺的知識 (sensitive Knowledge)」の3つに分類する。感覺的知識に関しては本稿の主題と異なるためにここでは論じないが<sup>5</sup>、直観的知識は本節でとりあげる論証的知識に関わるため、論証的知識について検討する前に概略的に見ていく。

直観的知識とはどんな知識か。それは2つの観念の一致や不一致を、いかなる他の観念の介在もなしに、直観によって心が直ちに知覚する知識である。これは我々の知識のなかで最も明晰で確実であり、「白は黒でない」や「3は2より大きく、1と2の和に等しい」といった知識が例に挙げられる (E 4.2.1)。

では、論証的知識とはどんな知識か。それは直観的知識と異なり、心によって直ちに知覚されない。1つ、場合によっては2つ以上の観念を介在させた推論 (Reasoning) によって知覚される知識である。例として「三角形の内角の和は2直角に等しい」という知識が挙げられている。三角形の3つの内角を一度に知覚出来ないからである (E 4.2.2)。

このように定義される論証的知識はどんな知識か。その前に、本稿でこれから用いる「演繹」の用法について説明したい。本稿では、私が検討する「演繹」という語を「ある一般的な前提から推論によって個別的な結論を導き出す」という狭い意味ではなく、「ある前提から段階的な推論によって結論を導出する」という、より広い意味で用いる。このように用いることで、論証的知識の内実がより明らかになるからである。狭い意味での「演繹」は、『知性論』の第4巻7章で我々の知識獲得プロセスの記述として妥当でないと、明確に述べられている (E 4.7.9)<sup>6</sup>。

以上を踏まえ、従来の論証的知識についての解釈を検討しよう。ポイントとなるのは、知識獲得の際の認識プロセスである。これまでの先行研究では、論証的知識はある前提から推論によって結論へと至る、演繹によって得られる知識として捉えられてきた。たとえば、ジェセフはロックの論証的知識について「論証的に知るということは、直観的に把握された概念 (或いは「観念」) から、直観的に明晰な推理の諸段階によって、必要に応じて同様に明晰な介在する観念によって媒介される結論へと進む、ということである」 (Jesseph 2013, 387) と解釈してい

る。ジェセフはロックの論証的知識を、ある観念 A から中間観念 B や C を通して結論の観念 D へと演繹的に知覚することと捉えているわけである。

このジェセフの解釈はロック自身の記述とも一致するが、論証的知識獲得の際の認識プロセスの記述としては不十分である。ロックは『知性論』で論証的知識と直観的知識の差異について論じる際、以下のように述べているからである。

心が常に2つの観念の一致や不一致を直ちに知覚出来ないのは、その一致や不一致に関して探求が行われる観念は、心によってその一致や不一致を示すように互いに合わせられることが出来ないからである。そうしてこの場合には、それらの観念の一致や不一致を知覚するために、直接的な比較によってそれらの観念を互いに合わせたり、並列或いは一方が他方の適用であるかのようにそれらの観念を互いに合わせたりすることを心が出来ない時には、心はやむなく（場合に依じて1つ或いはそれよりも多くの）他の観念の介在によって、心が探している一致や不一致を発見するのである。(E 4.2.2)

ここでロックが述べているのは、我々が直ちに2つの観念間の一致や不一致を知覚出来ない時に両者を繋ぐために中間観念を用いるということであって、観念同士を繋げていくと、最終的に知覚されていない観念が演繹的な仕方で見出されるということではない。「三角形の内角の和が2直角に等しい」という知識について説明する際も以下のように述べている。

したがって三角形の3つの角と2直角の間の大きさにおける一致や不一致を知ろうとする心は、それらを直ちに見たり比較したりすることによっては知ることが出来ないのである。[...] この場合においては、心はやむなく三角形の3つの角と等しい別の角を見つけるのであり、そしてそれらが2直角に等しいと見つけることで、三角形の内角の和が2直角に等しいことを知るようになるのである。(E 4.2.2)

我々が三角形の内角の和と2直角の等しさを認識する際、それらの一致を直接的に認識することは出来ず、分度器のような他の道具で計量することで合計が180度だと見出し、数量の観念を用いることで初めて両者の一致を知覚して知識を得るとロックはここで具体的に述べている<sup>7</sup>。すなわち、A という観念と D という観念の一致を見出すために間に介在する B や C という観念を理性によって見つけ

なければ知識にならないと述べているのであって、A から B、C へと演繹をすることで D の観念を得ると言っているわけではない<sup>8</sup>。

これに対し、ロックは実際に「演繹」という語を論証的知識に対して用いているのだから、やはり論証的知識とはある観念から結論の観念が演繹的な認識ステップから導出されることで得られる知識だと批判することも出来よう。たとえば、ウィルソンは論証的知識に含まれる道徳的知識の論証をロックが後に難しいと考えていたことの傍証として、『キリスト教の合理性』（以下、『合理性』）から「人間の理性は、明晰な演繹によって、疑いえない諸原理から「自然法」の全体を作ったことはない」（W 7.140）という一文を引く（Wilson 2007, 398）。演繹と論証を不可分に捉えているわけである。この背景には、『知性論』第4巻でロックが論証的知識について説明する際、「演繹（Deduction）」という語を使っていることがある。果たして、ロックの言う「演繹」を「論証的知識を導く演繹的推論」と同一視する解釈は妥当か。

この解釈の妥当性を検討するため、『知性論』第4巻でのロック自身の記述を見よう。

第四に [...] 我々の理知的知識（rational Knowledge）は我々の観念の全ての範囲に及びえない。なぜなら、我々が検討するような2つの異なる観念の間に、演繹の全ての部分において、直観的知識によって互いに結びつけられるような介在物を常に見出せるとは限らないからである。そしてそれが失敗すればいつでも、我々は知識や論証に及ばないのである。（E 4.3.4）

ここで述べられているのは、我々は演繹の全ての部分で観念間の一致を見出すことが出来ないため、論証的知識は我々の全ての観念に及ばない、ということである。しかしこのことから直ちに論証的知識とは、ある前提から演繹的推論によって導き出された結論と同じものだと捉えてはならない<sup>9</sup>。

第一に、彼はここで2つの観念の間の演繹において、常に観念同士的一致を知覚出来るとは限らないと述べているに過ぎず、一致を知覚されるべき側の観念自体が演繹なしに生じえないと言っているわけではないからである。第二に、ロックは1つの命題を構成する観念間の一致の話をしているのであって、命題同士の話をしているわけではないからである。ロックが『合理性』で「演繹」という語を用いた時は「原理」も「自然法」も何らかの命題の形を採っていることから、ここでの用法とは一致しない。

演繹とは、ある命題を前提してそこから推論によって他の命題を介して結論となる命題を導出することであり、『合理性』ではこの意味で用いられている。しかし、『知性論』でロックは知識を観念によって説明しているのだから、同列に考えることは出来ない。両者は異なるテキストであり、『知性論』でロックが「演繹」ということで意味しているのは、直ちにその一致や不一致を知覚出来ない、ある2つの観念間の関係を知覚するために必要な段階のことである。このステップが欠けていれば、認識者はその命題に含まれる観念の一致や不一致を知覚出来ず、その命題についての信念を抱いているに過ぎない。すなわち、ここでロックが言う「演繹」は、いわばある命題についての信念を正当化するための手続きなのである。ならば、『知性論』の「演繹」には、推論の形式的な力によって結論を産出する判断法だけでなく、結論と前提が与えられた時に両者を媒介する中項を発見する、発見法の意味もあり、ここで言及されているのは後者の方であることがわかるだろう。したがって、『合理性』の一文から、演繹と論証的知識を結びつけることは出来ない。

では、ロックの論証的知識とはどのような知識として捉えるべきか。知識は命題の形をとるので、「PはQである」という命題について考えてみよう。先に確認したように、直観的知識とはPの観念とQの観念の一致を直観によって直ちに知覚することで得られる知識であった。一方、論証的知識は、直観的知識と異なり、Pの観念とQの観念の一致を直ちに知覚出来ない。そこで理性によって我々はPという観念との一致を直ちに知覚出来るRやRとの一致を直ちに知覚出来るSという中間観念を用いて段階的にSの観念とQの観念の一致を知覚するようになる。このようにして最終的にPの観念とQの観念の一致を知ることによって論証的知識は成立する。

ポイントとなるのは、その成立プロセスにおいて予めPの観念とQの観念のそれぞれが知覚された状態があり、その上でそれらの一致を知覚するためにRやSの観念を見出すという点である。ロックは観念の知覚と観念間の一致や不一致の知覚とを区別しており、両者の知覚は区別されねばならない(E 2.21.5)。ならば、論証的知識とは、演繹のように理性によってまだ知覚されていない観念(概念)の知覚へと至るような知識ではなく、既に知覚されている観念について、それらの一致や不一致を知覚するべく他の観念を探求することで成立する知識だと言えよう<sup>10</sup>。だからこそ、ロックは直観的知識と論証的知識を対比させつつ、論証が発見されるまでは論証的知識は成立しないと述べているのである(E 4.2.5)<sup>11</sup>。たしかに、これらは知覚された後の形式としてはPの観念からQの観念へと段階的



に至るために演繹的だと言えるが、先に P の観念も Q の観念も知覚されているのであり、論証的知識の認識プロセスそのものは、演繹的推論のそれとは異なる。

以上、本節ではロックの論証的知識の内実を明らかにすべく直観的知識と対比し、それがまだ知覚されていない観念を知覚するに至るような演繹ではない、ということを示した。論証的知識とは寧ろ、命題に含まれる観念のそれぞれが既に知覚されていることを前提し、その上で両者の一致や不一致を知覚するために他の観念を見出して段階的に一致を知覚することによって成立する知識なのである<sup>12</sup>。次節では、道徳的知識がいかにして論証的知識に含まれるのか、ということについて検討する。

## 2. 道徳的知識の身分

本節では、『知性論』における道徳的知識の身分を明らかにすべく、まずはロックが論証的知識について論じている箇所について見ていく。その上で、ロック自身が挙げている具体例を用いながら、道徳的知識を得ることの内実を明示する。

ロックは論証的知識に論拠が必要だと述べた後 (E 4.2.3)、論証可能なものについて、以下のように言っている。

これまで、確実な論証が可能なのは数学だけである、ということが一般的に当然のことと思われてきた。しかし、直観的に知覚しうるような一致や不一致を持つことは、私が想像するに、数や延長、形の観念だけの特権なのではない。論証が知識の他の部分においてあまり役に立たないと考えられ、また数学者以外はほとんど目指しさえしてこなかったのは、おそらく我々の内に適切な方法や適用が欠如しているためであり、事物における十分な明証性の欠如によるものではない。(E 4.2.9)

論証可能なもの、つまり論証的知識になりうるものは、数学に限定されないということである。そしてそのように思われてきたのは、対象となる知識の本性上の問題に由来するのではなく、曖昧さや感情や利害などにより<sup>13</sup>、単に論証の方法が我々に欠けているからである。

では、数学の他にどんな知識が論証的知識に含まれるのか。そこで挙げられるのが、道徳的知識である。彼は道徳を論証可能な学問に位置づけることについて、次のように述べている。

数学における必然的な帰結のように抗弁出来ない必然的な帰結によって、自明な諸命題から、誰であれこうした他の学問に対するのと同じ公平さと注意を向ける者にとっては、正不正の尺度が作られうると私は疑わない。(E 4.3.18)

道徳は論証可能であり、その命題を適切な仕方で論証すれば、そこからさらに正不正の尺度すらも作ることが出来る、というわけである。そうしてロックが実際に挙げるのは、「所有権のないところに不正義はない」と「いかなる政府も絶対的な自由を認めない」という命題である。では、これらの命題はいかにして論証されるのか。このことについて論じるための下準備として、『知性論』第3巻で行っている、道徳の語と観念に関する議論について簡単に見てみよう。

まず、道徳的知識を構成する観念とは何か。彼は複雑観念である混合様相 (mixed Modes) の例として「聖物冒瀆」、「姦通」、「殺人」などの観念を挙げる (E 3.5.5-6)。また、混合様相の代表例として第2巻でも「盗み」を挙げている (E 2.7.5; E 2.28.16)。このことから、道徳の観念は混合様相であることがわかるだろう。では、混合様相の観念とはどのような性質を持つのか。それは、実体と異なり、いかなる範型や原型も持たずに心が恣意的に組み合わせる観念であり (E 3.5.3)<sup>14</sup>、その実在的本質 (real Essence) と唯名的本質 (nominal Essence) が一致する (E 3.3.18)。「倫理の携わる観念は全て実在的本質」(E 4.12.8) なのである。そのため、我々は混合様相の観念を、それを構成するそれぞれの観念を精確に知ることで定義出来る (E 3.11.15)。結果、道徳的知識はその語をそれに含意される観念によって定義することで明晰に、そして確実に知ることが出来る (E 3.11.17)。

では、論証可能な道徳的知識とはどんな知識か。次のように述べている。

所有権のないところに不正義はない、という命題はユークリッド幾何学におけるどの論証とも同様に確実である。というのも、所有権の観念は何らかの事物に対する権利であり、不正義という名が与えられる観念はその権利の侵害や侵犯であるからである。これらの観念がこのようにして確立され、そしてこれらの名前が結びつけられていることは明白であり、私は三角形の内角の和が2直角に等しいのと同様にこの命題が真であることを確実に知ることが出来る。また、いかなる政府も絶対的な自由を認めない、という命題についても同様である。政府の観念は規則や法への合致を要求する、ある規則や



法に基づく社会の確立であり、絶対的な自由の観念はある人がしたいと望むことを何であれ行うことであるからである。私はどの数学の命題とも同じぐらいこの命題が真であることを確実に知ることが出来る。(E 4.3.18)

道徳的な命題は、それを構成する語の観念を分析することで、それが真であるかどうか、数学と同様に確実に知ることが出来る、ということである。「所有権のないところに不正義はない」という命題は「侵害」や「侵犯」、「いかなる政府も絶対的な自由を認めない」という命題は「規則」や「法」の観念が中間観念となっている<sup>15</sup>。これらの命題が数学の命題同様に確実に知られうるとロックが考えた背景には、彼が道徳的な観念を数学的な観念と類比的に捉えていたことがある。長方形や円の原型である抽象観念は実在する事物ではなく、道徳的な観念同様、心の内にもみ存在するからである(E 4.4.6)<sup>16</sup>。こうして、ロックは道徳的な命題も数学同様に論証可能であると考え、道徳的知識を論証的知識に組み込む。

以上、これまでの議論を踏まえれば、ロックの道徳的知識の内実は明らかになる。ロックは道徳的な命題において、その観念を分析することで、それが真であるか知ることが出来る、と述べていた。彼は道徳的な命題を構成する語が完全に理解可能であることから、それぞれの語が意味表示する観念同士の関係(一致や不一致)を吟味することで、論証可能だと考えていたのである。ならば、彼が道徳的な命題を知るということを、概念分析によって明らかになった観念間の関係を直観によって知覚することと捉えていたことがわかるだろう<sup>17</sup>。

前節の議論と合わせて再構成してみよう。そもそも論証的知識とは、何らかの知覚されていない観念や概念を導出するような知識ではなく、ある命題の観念同士の一致や不一致を、他の観念の介在を通じて知覚することで獲得される知識であった。そして、道徳的な命題は、論証的知識のモデルとされる数学の命題同様、概念分析によってそれを構成する語の一致や不一致を知覚出来ることから、それがなされた際には論証的知識となる。つまり、道徳の命題はその観念が恣意的に作られるものであるために概念分析出来、そしてそのために中間観念を見つけることが可能になるからこそ論証的知識になるのである<sup>18</sup>。道徳的知識を獲得するということは、ある道徳的な命題に含まれる観念の概念分析を行って、最終的に直観によって観念間の一致・不一致を知覚することで達成されるのである。

本節では、道徳的知識についてロックが具体的に論じている箇所を検討することで、道徳的知識が論証的知識に組み込まれる理由を明らかにし、道徳的知識は概念分析による論証を行うことで得られる、ということを示した。しかしながら、

なぜロックは概念分析を行うことが道徳的知識を得る上で必要だと考えたのか。ある規範的な概念を分析しても、その規範自体の正当性は問われないままである。次節ではこのことについて考察する。

### 3. 狂信と法廷

本節では、何らかの規範的な概念を含む命題の概念分析をしたからといってその規範自体の正当性は問われないにも拘わらず、なぜロックは概念分析をする必要があると考えたのかという理由と、その意義について見ていくが、これには2つの点があるように思われる。第一は、狂信に関する点、第二は法廷に関する点である。前者については『知性論』第4巻での狂信に関する記述を、後者については第2巻での人格に関する記述を主に検討したい。

まずは第一の点について見てみよう。周知の通り、ロックは「狂信 (Enthusiasm)」を嫌忌していたが、それについて以下のように述べている。

本来の狂信とは、理性や神の啓示のいずれにも基づかず、のぼせたり思い上がったたりする頭脳のうぬぼれから生じ、しかし一度足場を得ると理性や神の啓示のどちらか或いは両方よりも強力に人々の信条や行為に働きかける。(E 4.19.7)

狂信とは理性や神の啓示のいずれにも基づかずに我々の信条や行為に関わる<sup>19</sup>。それは強力であり、物事の真理だけでなく我々の信仰をも揺るがしかねない。そこでロックは、狂信を排斥するためには、以下のことが必要だと考えた。

我々が確かでないならばならないのはただ、それが神聖な啓示であることと、我々がそれを正しく理解することだけである。(E 4.16.14)

ある命題が本当に神からの啓示であったとしても、我々はさらにそれを正しく理解しなければならぬと言っているのである。ならば、ロックの意図が見えてこよう。我々は神から啓示された何らかの道徳的命題を正しく理解せねばならない。そうでなければ、道徳的知識そのものが危険に晒されることになるからである。そのために、その命題に含意される言葉の意味表示する観念は正しく知られる必要がある、したがって概念分析によって検討されなければならない、というわけ

である<sup>20</sup>。

第二の点は、ロックが「人格 (Person)」を法廷用語だと考えていたことにある (E 2.27.26)。人格は責任帰属の対象であり、だからこそ彼は人格同一性について綿密な考察を行った。そこで、道徳的責務を問われる法廷の場について考えてみよう。ある人が法廷で責任帰属を行う時、その基準となるのが法である。実際、彼は行為の善悪は法に照らして判定しなければならないと述べている (E 2.28.7)。それには、「神法 (The Divine Law)」、「市民法 (The Civil Law)」、「意見或いは評判の法 (The Law of Opinion or Reputation)」の3つあるが、ここで念頭に置いているのは、人々の行為が有罪であるかどうかの基準となる市民法である (E 2.28.9)<sup>21</sup>。

しかるに、どのような行為が違法か、たとえばどのような行為が虐待か明らかにされていないならば、その行為者を裁くことは出来ない。すなわち、判定者はその基準となる法を概念分析出来なければならないのである。それだけではない。その法を理解しているかどうか、(強く言えば) 概念分析出来るかどうかということは、裁かれる側の行為者にとっても問題となる。その行為者が、ある行為を違法だと知らずに行ったかどうか、という点は「法律の錯誤」といった形で考慮されるからである。こうした状況を想定するならば、ロックが道徳的命題についての概念分析を必要だと考えて行ったことは、一定の説得性を持つだろう。

以上、本節ではロックが道徳的命題についての概念分析を不可欠だと考えた理由とその利点について検討した。それは誤った啓示を信じる狂信を避けるため、また法廷での責任帰属の場において機能するのである。「殺人をしてはいけない」という命題について考えてみるならば、ロックが遂行しているのは「殺人とは無辜な人間を殺すことである」という「殺人」の概念分析に基づく、道徳的命題の論証なのである。たとえ啓示や法の命題が規範的であったとしても、そこに登場する道徳概念の分析をすることで、それらの内実がより明らかにされる。

このように捉えるなら、ロックが、道徳的命題が知識となるためには、それについての概念分析が必要だと考えたことは、有意味であるだろう。無論、アリストテレスに対するロック自身の批判のように、だからといってその法が正しいかどうか、悪法でないかどうかは問題とされていない。しかし少なくとも、これまでの先行研究で見落とされてきた論証道徳の議論が、狂信の回避や法廷での適正な審議のための礎となっていることを示すことで、本稿はロックの倫理学・メタ倫理学研究に新たな視座を提示出来たように思われる。

\* 本稿は、科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

<sup>1</sup> ロックにとって、概念分析するということは、ある命題に含まれる観念を理解可能な観念（究極的にはそれ以上説明不可能な観念である単純観念（E 3.4.4））に分解することである。

<sup>2</sup> Cf. Darwall 1995; Schneewind 1994.

<sup>3</sup> こうしたロックの知識の定義と「正当化された真なる信念」と定義されることの多い現代の知識が整合する可能性についてヒルが指摘している（Hill 2010, 170-1）。

<sup>4</sup> 「一致・不一致」は事物の自己同一性や「白は赤ではない」ということを知覚する際の「同一性と差異性」、2本の平行線に挟まれ、同じ長さの底辺を持つ三角形の面積は同じである」ということを知覚する際の「関係」、金の持つ諸性質を知覚する際の「共存や必然的結合」、ある存在者を知覚する際の「現実存在」の4種類ある（E 4.1.3-7）。

<sup>5</sup> 感覚的知識については拙論で主題的に論じた（春日 2014）。

<sup>6</sup> Cf. Yolton 1993, 55.

<sup>7</sup> ここでロックは、平行線を2本引いて2つの内角を、錯角を利用して移動し、3つの角の和が一直線の180度になることを示す、という通常の証明を想定しているわけではない。

<sup>8</sup> ロックによると、論拠（Proofs）を見つけること、すなわち遠く離れた観念同士の一致や不一致を検討することは理性の助けによる（E 4.3.18）。

<sup>9</sup> ヨルトンは『知性論』の「論証」と『合理性』の「演繹」が異なるものであることを示唆している（Yolton 1993, 62）。

<sup>10</sup> 「ある円の直径と、円周上のそれとは異なる任意の1点を結んで作られる三角形は、直角三角形になる」という命題が知識となるのは、その三角形の性質を1つ1つ調べていくことで得られるのではない。それは、予め「ある円の直径と、円周上のそれとは異なる1点を結んで作られる三角形」が「直角三角形なのではないか」或いは「直角三角形ではないのではないか」という問題が先に認識者によってたてられることで知識となる。すなわち、「ある円の直径と、円周上のそれとは異なる任意の1点を結んで作られる三角形は、どんな三角形か」という問いではなく、「ある円の直径と、円周上のそれとは異なる1点を結んで作られる三角形は、直角三角形であることを証明せよ」という問いに答えるプロセスなのである。

<sup>11</sup> したがって、ロックにおいて「努力探求の「行為」が知識成立にとって本質的である」（一ノ瀬 1997, 49）とする一ノ瀬の議論は、論証的知識の本質を实によく捉えている。

<sup>12</sup> たしかに、「AはBまたはCである」という命題が知識となるためにはAとBの観念を知覚し、それぞれが一致することを見出せばCを知覚していなくても成立する。とはいえ、この場合でもやはりAとBの観念は予め知覚されていなければならない。だからこそ、ロックは知識とは2つの観念間の一致の知覚と捉えたのである（E 4.2.15）。

<sup>13</sup> Cf. E 4.2.13; E 4.3.18.

<sup>14</sup> しかし混合様相はいかなる合理性もなしに無秩序に作られるわけではない（E 3.5.7）。

<sup>15</sup> こうした道徳的命題は『知性論』での他の命題、すなわち「人は自身がしてもらいたいように行なうべき」（E 1.3.4）という黄金律や「人はそれぞれの契約を守らねばならない」（E 1.3.5）、「子供を保護するのは親の義務である」（E 1.3.12）といった命題とは異なる性質を持っているように思われるかもしれない。論証的知識としての諸命題は、「所有権」と「不正義」、「政府」と「絶対的自由」という概念間の関係について述べるばかりで、我々に何らかの行為を指令するような内容を持っていないように思われるからである。これに対して他の諸命題は、明確にあるタイプの行為の指令を含んでいる。つまり、前者は道徳語を用いてはいるものの、実際には非規範的な命題であり、後者は規範的な命題であるという点で、両者は異なる性質を持つように思われる、というわけである。尚、一般に、規範命題と事実命題の区別は、規範性を持つ語（よい、悪い、正しい、不正な、義務、べき）による述語づけの有無による。

このような命題の区別を明確に打ち出して論じたのがヒュームであるが（THN 3.1.1.27）、ロックは「ヒュームの法則」を侵犯していたわけではない。ヒュームが述べているのは、事実から規範は導出されないということであって、事実から事実や規範から規範が出てこないというわけではないからである。ロックは、論証的知識を命題間の演繹と捉えているわけではないが、ある命題を構成する概念たる観念同士について考察してみよう。「所有権」という概念は権利に

ついで概念なのだから、それが自由に出来ること、すなわち侵害されてはならないという意味において規範性を持つ概念である。一方で「不正義」も不正であるということを含意する規範的な概念である。たしかに「所有権のないところに不正義はない」という命題は概念間の関係について述べたものだが、それは規範的な概念同士の関係について述べているのであって、事実的な概念と規範的な概念を結びつけてはいない。要するに、仮にある命題が指令性を持つ命題であろうとなかろうと、その命題に含まれる概念が共に事実的、或いは規範的である限り、ヒュームの法則を侵犯してはいないのである。

また、「いかなる政府も絶対的な自由を認めない」という命題は、ある国家において無制限の自由を主張する人がいたなら、その人に対して「無制限の自由を認めるべきではない」という点で何らかの規範性を持ちうる。

<sup>16</sup> 数学的な観念と道徳的な観念の意味の類似性をヨルトンは次のように表している。「もし世界に存在する何らかの三角形があるなら、それは数学者の持つ三角形の観念によって定義されている性質を持たねばならない。もし世界に正義や殺人、恩知らずに関する何らかの行為があるなら、それらの行為は我々の言語の道徳的な語によって特定される特徴に適合しなければならぬ」(Yolton 1993, 60)。

<sup>17</sup> すなわち、コールマンが指摘しているように、そこから我々の規範となるような新たな道徳的命題を作り出すことは出来ない (Colman 1983, 139)。仮説をたててそれを検証するという形で新たな命題を発見するという可能性はあるが、彼がそのように考えていたテキスト上の根拠は少なくとも『知性論』には見られない。

<sup>18</sup> ロックは直観的知識であるような道徳的知識については念頭に置いていない。

<sup>19</sup> コールマンによると、ロックは「狂信」は個人的な神聖な啓示のふりをするということの意味していたが、時には、いかなる証拠や合理的な議論を伴わない、個人的な確信に基づく真理に関する主張ということの意味していた (Colman 1983, 65)。

<sup>20</sup> Cf. 今村 2016, 92.

<sup>21</sup> 朝倉はこれらの法が適用されるそれぞれの領域を「良心の世界」、「政治の世界」、「社交の世界」に分け、「ロックが構想した倫理学は、現世に生きる人間に対して、三つの領域において個別的に法を認識し、それに従って生きることを求めた」(朝倉 2004, 39) と述べている。

#### [ロックの著作]

E: [1690] 1975. *An Essay concerning Human Understanding*, Peter H. Nidditch (ed.), Oxford University Press. (略記号の後に、巻数、章数、節数を略記)

W: [1823] 1963. *The Works of John Locke: A New Edition, Corrected*, 10 vols. Scientia Verlag Aalen. (略記号の後に、巻数、頁数を略記)

PE: 1997. *Political Essays*, Mark Goldie (ed.), Cambridge University Press. (略記号の後に頁数を略記)

#### [参考文献]

Aaron, Richard I. 1971. *John Locke*, 3rd edition, Oxford University Press.

朝倉拓郎. 2004. 「ロック倫理学の基本構造と「政治の世界」」, 『政治研究』, 九州大学法学部政治研究室編, 第 51 号, 27-57.

Ashcraft, Richard. 1969. "Faith and Knowledge in Locke's Philosophy," in *John Locke: Problems and Perspectives*, John W. Yolton (ed.), Cambridge University Press, 194-223.

Colman, John. 1983. *John Locke's Moral Philosophy*, Edinburgh University Press.

Darwall, Stephen. 1995. *The British moralists and the internal 'ought': 1640-1740*, Cambridge University Press.

Hill, Benjamin. 2010. "Knowledge," in *The Bloomsbury Companion to Locke*, Sami-J Savonius-Worth & Paul Schuurman & Jonathan Walmsley (eds.), Bloomsbury, 170-4.

Hume, David. [1739-40] 2000. *A Treatise of Human Nature*, David F. Norton & Mary J. Norton (eds.), Oxford University Press. (略記号 THN の後に、巻数、部数、節数、段落数を略記)

一ノ瀬正樹. 1997. 『人格知識論の生成—ジョン・ロックの瞬間』, 東京大学出版会.



- 今村健一郎. 2016. 「ロックにおける道徳的義務の本性と根拠について」, 『愛知教育大学研究稿』, 第65輯, 85-99.
- Jesseph, Douglas M. 2013. "Logic and Demonstrative Knowledge," in *The Oxford Handbook of British Philosophy in the Seventeenth Century*, Peter R. Anstey (ed.), Oxford University Press, 373-90.
- 春日亮佑. 2014. 「ロックにおける観念の内実—感覚的知識と可想的な観念」, 『論集』, 東京大学大学院人文社会系研究科・文学部哲学研究室編, 第33号, 119-29.
- Schneewind, Jerome B. 1994. "Locke's moral philosophy," in *The Cambridge Companion to Locke*, Vere Chappell (ed.), Cambridge University Press, 199-225.
- . 1998. *The Invention of Autonomy: A History of Modern Moral Philosophy*, Cambridge University Press.
- Wilson, Catherine. 2007. "The Moral Epistemology of Locke's Essay," in *The Cambridge Companion to Locke's "Essay Concerning Human Understanding"*, Lex Newman (ed.), Cambridge University Press, 381-495.
- Yolton, John W. 1993. *A Locke Dictionary*, Blackwell.